

芳賀地区広域行政事務組合所有財産売却仮契約書

芳賀地区広域行政事務組合（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により組合所有財産の売却契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売却物品）

第2条 甲は、次に掲げる物品（以下「本件物品」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買取るものとする。

品名（規格）	数量	単位	備考
C11形蒸気機関車	1	両	C11-325号機

（売却条件）

第3条 乙は、本件物品を動態保存に供するとともに、栃木県内で運行するものとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金〇〇〇〇〇〇円とする。（内、消費税及び地方消費税額 〇〇〇〇円）

（特約条項）

第5条 この契約書は、この契約に係る芳賀地区広域行政事務組合議会の議決（組合長の専決処分を含む）があったときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とし

てみなすものとする。

（売買代金の納入方法及び納入期限）

第6条 乙は、第4条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、平成〇〇年〇〇月〇〇

日までに、甲の定める、指定金融機関に納入するものとする。

（所有権移転及び物品の引渡し）

第7条 本件物品の所有権は、乙が第4条に規定する売買代金を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

2 本件物品は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し引き渡しがあったものとする。

（瑕疵担保等）

第8条 乙は、本契約締結後、本件物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対して損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（疑義の決定）

第9条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栃木県真岡市下籠谷4412番地
芳賀地区広域行政事務組合
組合長 石坂真一
乙 〇〇〇〇〇〇